

船舶事故調査報告書

平成22年6月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年11月8日 03時30分ごろ
発生場所	福島県塩屋埼南東沖 塩屋埼灯台から真方位122° 142km付近 (概位 北緯36° 20.0′ 東経142° 20.0′)
事故調査の経過	平成21年11月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第三十八 ^{せいしやう} 盛勝丸、173トン 130550、山田水産株式会社 39.23m×6.60m×2.80m、鋼 ディーゼル機関、382kW（漁船法馬力数）、昭和63年3月5日 船長 男性 36歳 四級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成15年5月28日 免状交付年月日 平成20年1月11日 免状有効期間満了日 平成25年5月27日 甲板長 男性 55歳 海技免状なし
死傷者等	負傷 1人（甲板長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板長ほか14人が乗り組み、平成21年11月8日03時30分ごろ、塩屋埼南東沖においてさんま棒受け網を揚網中、網が絡まって、サイドローラー（網の引き揚げ作業を補助するために舷側に沿って設置された円柱状の回転体）が団子状態の網を巻き込んだ。甲板長は、団子状態の網を両手でつかんで外そうとした際、左腕が網とともにサイドローラーに巻き込まれ、サイドローラーの下方約10cmにあるブルワーク上端との隙間に肩付近まで挟まれて、サイドローラーが停止した。 甲板長の横にいた甲板員が、持っていた笛を吹いて叫び、甲板長が巻き込まれたことを他の乗組員に知らせ、操機長が、サイドローラーの操作レバーを停止位置にして、サイドローラーを逆回転させ、甲板長の左腕を引き抜いた。 甲板長は、来援した巡視船のヘリコプターで航空自衛隊基地に運ばれて、救急車で茨城県土浦市内の病院に搬送され、左上腕骨骨幹部骨折と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約8m/s、視界 良好

	海象：波高 約1.0m、うねり 南東約2m	
その他の事項	甲板長は、両手に軍手の上にビニール製の手袋を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、塩屋埼南東沖でさんま棒受け網を揚網中、サイドローラーが団子状態の網を巻き込んだ際、甲板長が、サイドローラーの操作レバーを停止位置にせずに、両手で網を引っ張って団子状態を解消しようとしたものと考えられる。 甲板長は、網を両手でつかんだ際、左腕が網とともに回転しているサイドローラーに巻き込まれ、ブルワーク上端との隙間に肩付近まで挟まれたものと考えられる。 甲板長の左腕と団子状態になった網が隙間に挟まったとき、サイドローラーに負荷がかかり、サイドローラーが停止したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が塩屋埼南東沖でさんま棒受け網を揚網中、サイドローラーが団子状態の網を巻き込んだ際、甲板長がサイドローラーの操作レバーを停止位置にせずに網を引っ張って団子状態を解消しようとしたため、左腕がサイドローラーに巻き込まれてブルワーク上端との隙間に挟まったことにより発生したものと考えられる。	